

●香川県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年3月6日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺善通寺線（49号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市豊中町本山甲字摺木原 449番20地先から	前	11.3~31.7	45	交通安全整備事業に伴う 現道拡幅
三豊市豊中町笠田竹田字澤 746番1地先まで	後	15.6~32.2	45	